

## 冷媒フロン類の回収に係る主要国の状況

国名	アメリカ合衆国	ドイツ	フランス
冷媒フロン類の回収の根拠となる法規制	大気浄化法(1990年改正)	ある一定のオゾン層を破壊するハロゲン化された炭化水素類の禁止令(1991年制定)	冷凍空調設備用冷媒に関する制令(1992年、1998年改正)
回収対象のフロン類	CFC HCFC HFC	CFC HCFC	充填冷媒量が2kg以上のCFC HCFC HFC
冷媒フロン類の回収に係る法規制の概要	カーエアコン用冷媒の回収を義務づけ その他のフロン使用機器については故意の冷媒放出を禁止	冷媒フロンの意図的な放出と漏洩を禁止するとともに、回収・処理を義務化	冷媒フロンの放出を禁止するとともに、機器の保守、修理、廃棄時の回収処理を義務化
罰則規定等	あり	あり	あり
冷媒フロン類の回収の仕組み	<p><u>家庭用冷蔵庫</u> 州により異なる。使用済み機器の処理は自治体自身か自治体の委託先で行うケースと、家庭用機器販売業者が引き取り、スクラップ業者等で処理されるケースがある。フロン回収も同様。</p> <p><u>業務用冷凍空調機器</u> 州により異なる。販売店や保守点検業者などによる使用済み処理の一環としてフロン回収が実施される。</p> <p><u>カーエアコン</u> 特別な仕組みは構築されていない。</p>	<p><u>家庭用冷蔵庫</u> 使用済み機器の回収は自治体自身か自治体の委託先で行われ、冷媒フロン類の回収は、専門の業者に委託し行われる。</p> <p><u>業務用冷凍空調機器</u> 販売業者による自社販売機器の回収と処理を義務化</p> <p><u>カーエアコン</u> ELVに関するEU指令に則り仕組みを構築。認定引き取り所や認定解体事業者等、メーカーの関与を限定し、あくまで廃車に係る既存事業者による取り組みを重視している。</p>	<p><u>家庭用冷蔵庫</u> 家庭用冷蔵庫は冷媒充填量が2kg以下のため、法の対象外。ただし、一部の自治体の廃棄物処理の一環として冷媒回収が行われている。</p> <p><u>業務用冷凍空調機器</u> 県に登録している冷却設置業者による冷媒フロン類の回収が行われている。</p> <p><u>カーエアコン</u> カーエアコンは冷媒充填量が2kg以下のため、法の対象外。ただし、EU指令を受けた仕組みの構築に係る検討が進む。</p>
回収された冷媒フロン類の量	98年のCFCの破壊量は225t/年で、再利用量が4,455tとされている	統計情報は政府機関等により収集・把握されおらず、第三者情報も把握されなかった。	98年のCFCの回収量は550t/年で、破壊される量は少なく、再利用される量が多いとされている
冷媒フロン類の回収に係る費用負担	使用済み家庭用冷蔵庫全体の処理でUS\$10からUS\$20程度。他の機器の処理費用や、冷媒フロン類の回収のみの費用は不明。	使用済み家庭用冷蔵庫全体の処理で2,400円～4,000円程度。他の機器の処理費用や、冷媒フロン類の回収のみの費用は不明。	(情報はない)

国名	イギリス	デンマーク	スウェーデン
冷媒フロン類の回収の根拠となる法規制	環境保護法(1990年制定)	ある一定のオゾン層破壊物質に関する法定指令 243号 規制されたある一定の産業上の温室効果ガスに関する法定指令 522号	オゾン層を破壊する物質に係る法令 廃棄物の収集と処理に係る法令 冷媒指令とスウェーデン冷媒規則
回収対象のフロン類	CFC HCFC	CFC HCFC	CFC HCFC
冷媒フロン類の回収に係る法規制の概要	冷凍空調機器の使用時及び使用済みに係る処理が行われる際の回収を義務化	法定指令 243号ではオゾン層破壊物質の使用済み後の回収を義務づけているが、522号では回収まで言及されていない	使用済み家庭用冷蔵庫等からの対象物質の回収は自治体の義務と規定 他の機器はライフサイクル全般に渡る排出抑制と使用済み時の回収の義務を規定
罰則規定等	あり	あり	あり
冷媒フロン類の回収の仕組み	<u>家庭用冷蔵庫</u> 使用済み機器の回収は自治体自身か自治体の委託先で行われ、冷媒フロン類の回収は、専門の業者に委託し行われる。なお、回収冷媒の処理は冷媒メーカー等により構成される団体で処理がなされる。 <u>業務用冷凍空調機器</u> 販売店や保守点検業者などによる使用済み処理の一環としてフロン回収が実施される。 <u>カーエアコン</u> EU指令を受けた仕組みの構築に係る検討が進む。	<u>家庭用冷蔵庫</u> 使用済み機器の回収は自治体自身か自治体の委託先で行われ、冷媒フロン類の回収は、専門の業者に委託し行われる。 <u>業務用冷凍空調機器</u> デンマーク EPA と業界団体は業務用冷凍空調機器のフロン類の回収、処理を目的として KMO を 1992 年に設立、冷媒フロン類の回収を進めている。 <u>カーエアコン</u> EU 指令を受けた仕組みの構築に係る検討が進む。	<u>家庭用冷蔵庫</u> 使用済み機器の回収と冷媒フロン類の回収は自治体の責務と規定されていることから、各自治体がそのための仕組みを構築。冷媒フロン類の実際の回収は民間業者に委託。 <u>業務用冷凍空調機器</u> 販売店や保守点検業者などによる使用済み処理の一環としてフロン回収が実施される。 <u>カーエアコン</u> 98年から独自の ELV 処理に係る仕組みを構築。
回収された冷媒フロン類の量	統計情報は政府機関等により収集・把握されておらず、第三者情報も把握されなかった。	96年のCFC回収量は31t、97年は7t、98は24tとされている。	統計情報は政府機関等により収集・把握されておらず、第三者情報も把握されなかった。
冷媒フロン類の回収に係る費用負担	(情報はない)	冷媒フロン類については、充填業者が購入時に KMO に対して 18DKK(350円程度)/kg(98年時点)を支払い、これを冷媒フロン類の破壊処理費としている。別途、冷媒課税がある。	家庭用冷蔵庫の処理費については、世帯当たり廃棄物処理費として一律徴収されている金額の中で賄われる。別途化学物質課税がある。

((株)野村総合研究所調査、2004.8)